

平成27年第4回那珂川町議会定例会

議事日程(第4号)

平成27年9月17日(木曜日)午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 平成26年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 平成26年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 平成26年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 平成26年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 平成26年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 平成26年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 認定第 9号 | 平成26年度那珂川町水道事業決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第10 | 認定第10号 | 平成26年度那珂川町馬頭財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第11 | 議案第12号 | 那珂川町教育委員会教育長の任命同意について (町長提出) |
| 日程第12 | 議案第13号 | サンコーポラス馬頭大規模改修工事請負契約の締結について
(町長提出) |
| 日程第13 | 発委第 1号 | 那珂川町議会会議規則等の一部改正について
(議会運営委員長提出) |

- 日程第14 発委第 2号 議員の派遣について (議会運営委員長提出)
- 日程第15 請願第 1号 那珂川町コミュニティバスの路線延伸および停留所新設に関する
請願 (総務企画常任委員長報告)
- 日程第16 陳情第 1号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情
(教育民生常任委員長報告)
- 日程第17 陳情第 2号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情
(教育民生常任委員長報告)
- 日程第18 陳情第 3号 安全保障法制法案に関する意見書採択を求める陳情書
(総務企画常任委員長報告)
- 日程第19 陳情第 4号 安全保障法制法案に関する意見書採択を求める陳情書
(総務企画常任委員長報告)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

- 追加日程第 1 発委第 3号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書の提出につ
いて (教育民生常任委員長提出)
- 追加日程第 2 発委第 4号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の提出につ
いて (教育民生常任委員長提出)
-

出席議員 (14名)

1番	鈴木 繁 君	3番	石川 和美 君
4番	佐藤 信親 君	5番	益子 輝夫 君
6番	大森 富夫 君	7番	塚田 秀知 君
8番	益子 明美 君	9番	岩村 文郎 君
10番	川上 要一 君	11番	阿久津 武之 君
12番	橋本 操 君	13番	石田 彬良 君
14番	小川 洋一 君	15番	大金 市美 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島泰夫君	教 育 長	小川成一君
会計管理者 兼会計課長	田村正水君	総務課長	橋本民夫君
企画財政課長	佐藤美彦君	税務課長	薄井健一君
住民生活課長	鈴木真也君	環境総合推進 室 長	鈴木雄一君
健康福祉課長	小川一好君	建設課長	秋元彦丈君
農林振興課長	穴山喜一郎君	商工観光課長	坂尾一美君
総合窓口課長	稲澤正広君	上下水道課長	田代喜好君
農業委員会 事務局 長	藤田悦子君	学校教育課長	長谷川幸子君
生涯学習課長	笹沼公一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	板橋了寿	書 記	岩村房行
書 記	加藤啓子	書 記	藤田善久

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（大田市美君） ただいまの出席議員は14名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大田市美君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。
-

◎認定第1号～認定第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（大田市美君） 日程第1、認定第1号 平成26年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、認定第2号 平成26年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第3号 平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第4号 平成26年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第5号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第6号 平成26年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第7号 平成26年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第8号 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第9号 平成26年度那珂川町水道事業決算の認定について、日程第10、認定第10号 平成26年度那珂川町馬頭財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、以上10議案を一括議題といたします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託したものでありますが、委員会での審査が終了いたしましたので、決算審査特別委員長よりその審査結果の報告を求めます。

決算審査特別委員長、佐藤信親君。

〔決算審査特別委員長 佐藤信親君登壇〕

○決算審査特別委員長（佐藤信親君） 決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 平成26年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成26年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成26年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成26年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成26年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 平成26年度那珂川町水道事業決算の認定について、認定第10号 平成26年度那珂川町馬頭財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、以上10会計の決算については、平成27年9月8日から16日までの6日間、所管課長等の説明を求め、慎重に審査いたしました。

各会計決算の審査結果については、一般会計及び特別会計ごとに採決を行い、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業の8会計については賛成多数で、残る農業集落排水事業特別会計及び馬頭財産区特別会計については、全員賛成により本委員会において認定すべきものと決定いたしました。

なお、決算審査特別委員会における意見等については、所管課それぞれの審査の際に申し上げましたが、特に審査報告においては、決算審査特別委員会意見等として、

1、歳入の予算執行に当たって予算現額と収入額に大きな開きのある科目が散見されており、補正措置をするなど歳入欠陥が生じないように、適正な管理を図られたい。

2、歳出予算については、不用額が多額な科目が見受けられており、特段の事情がない限り補正措置を施すなど、適正に管理されたい。また、流用に関しては、地方自治法で認められた財政措置とはいえども、疑義を招くような高額な流用については、真摯な対応を図られたい。

3、特別会計については、一般会計からの繰入金に依存するところが多く、独立採算に近づくために滞納整理を含め収納率の向上を図りながら、経営基盤安定に努められたい。

4、人口減少に伴う自主財源の減少や、庁舎建設などの大規模事業を控え、財政基盤の安

定強化に向けた取り組み及び健全化を図るとともに、懸案となっている町税収納率のさらなる向上に取り組まれない。

以上、4項目について意見等を付しました。

また、意見等には盛り込んでおきませんが、委員会でのその他の意見として、2点つけ加えさせていただきたいと思えます。

第1点目に、東日本大震災や、さきの台風18号による常総市の水害の例から、災害や防災情報の伝達、周知に関して、町民の安心・安全を確保するために、ケーブルテレビ網を最大限に駆使して、有事に対応できるよう情報伝達機能や体制を強化し、また、停電となっても設備が実効あるものとなるよう、停電にも対応でき得るシステムを再構築していただきたいとの意見が出されました。

第2点目に、財産に関してでございますが、今回の決算において、町有車両や美術品等の物品について精査がなされ、その結果、誤謬訂正があった旨の報告を受けました。合併前から引き続いてきた町有車両等の物品管理を、再度調査をし正確性が期されたもので評価するものであります。

今後、あらゆる部署においても、努力を惜しまずに執務に当たっていただきたいと思えます。

以上、つけ加えておきたいと思えます。

以上で、報告を終わりにいたします。

○議長（大金市美君） 審査結果の報告が終わりました。

これより報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

認定第1号 平成26年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告の

とおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決を行います。

認定第1号 平成26年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号 平成26年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決を行います。

認定第2号 平成26年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号 平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決を行います。

認定第3号 平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号 平成26年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決を行います。

認定第4号 平成26年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決を行います。

認定第5号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号 平成26年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決を行います。

認定第6号 平成26年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第7号 平成26年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第8号 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決を行います。

認定第8号 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第9号 平成26年度那珂川町水道事業決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決を行います。

認定第9号 平成26年度那珂川町水道事業決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、認定第9号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第10号 平成26年度那珂川町馬頭財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、認定第10号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで町長から発言があれば、これを許します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいま平成26年度の各会計事業の決算につきまして、各会計事業ともご認定をいただきましてありがとうございます。この認定をしていただくために、非常に長期間にわたり決算審査をしていただきました。本当にありがとうございました。

審査の意見に付されております事項、私ども執行部といたしましても、しっかりと精査をさせていただき、皆様のご意見等に沿うように、これからの事務事業の執行に努めてまい

りたいと思います。

27年度もこれから下半期であります。上半期の事業の精査並びに下半期につきましても、予算の執行、非常に厳しい状況ではございますが、努めてまいりたいと思いますので、皆様のご理解、ご協力をお願いしたいと思っております。

また、今月7日には、庁舎の位置について特別議決、私も初めての経験であります、議決をしていただきました。この上は建設に向かいまして、真摯に皆様のご意見と町民の皆様のご意見を踏まえまして、建設に向かって努めてまいりたいと思っておりますので、皆様の建設に向けてのご意見等をお願いしたいと思っております。

本当に長期間にわたりまして、ありがとうございました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第11、議案第12号 那珂川町教育委員会教育長の任命同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第12号 那珂川町教育委員会教育長の任命同意につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町教育委員会教育長としてご尽力いただいております小川成一氏から、一身上の都合による辞職願が出され、本年9月30日をもって退職することについて同意をいたしました。

小川成一教育長には、平成23年10月から那珂川町教育委員会教育長として、誠心誠意教育の発展に努められ、町教育の振興にご尽力をいただきました。この場をおかりして深く感謝と敬意を表する次第であります。

つきましては、慎重に人選を進めてまいりました結果、新たに小川浩子氏を任命するものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

小川浩子氏は、那珂川町小川在住で、昭和46年6月から平成8年にかけて小山市立大谷東小学校、小川町立小川小学校など、県内5つの小・中学校に養護教諭として勤務され、その

後、平成14年4月から國學院大學栃木短期大学専任講師として、平成19年からは同大学准教授として、平成22年からは同大学教授として勤務されております。

また、平成23年10月から那須看護専門学校スクールカウンセラーとして、平成25年1月から那珂川町子ども・子育て会議委員として、平成26年4月からは1年間、栃木県スクールカウンセラーとしてご貢献をいただいております。

那珂川町教育委員会教育長としても、人格、識見ともにすぐれ、特に幼児・児童教育にも精通しており、適任者であり、ここに提案するものであります。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

那珂川町教育委員会教育長の任命同意については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第12、議案第13号 サンコーポラス馬頭大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第13号 サンコーポラス馬頭大規模改修工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は、一般競争入札により8月31日に開札を行い、落札、決定いたしました。

その結果、9,471万6,000円で那珂川町の佐藤建設株式会社と契約を締結するものです。

当該住宅は、平成22年に独立行政法人雇用・能力開発機構より購入し、町有住宅として管理、運営を行っているところですが、施設の経年劣化や東日本大震災の影響による破損箇所等を改修することにより、入居者の皆様に安心して安全な住宅の供給を図るよう、工事を行うものであります。

地方自治法第96条第1項第5号並びに那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 建設課長。

○建設課長（秋元彦丈君） では、補足説明を申し上げます。

サンコーポラス馬頭は、独立行政法人雇用・能力開発機構より平成4年度に建築されました。平成22年に購入し、管理、運営を行なってきたところですが、建築後二十数年が経過し、施設の経年劣化や東日本大震災の影響もあり、外壁等に破損箇所が確認されておりますので、今回、公営住宅の長寿命化のため改修工事を行うものであります。

工事内容は、外壁改修、屋上防水改修、ケーブルテレビ共同受信設備改修工事です。

なお、建物の構造は鉄筋コンクリート造の5階建て2棟、延床面積が3,730.36平方メートルとなっております。

工期は、着手の日を議会の議決を得た日から3日を経過した日とし、完成の日は平成28年2月29日といたします。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 内容はお聞きしたとおりでありますけれども、私も産業建設常任委員として委員会としてもこの改修要望を提起しておいたところであります。

この入札に関しまして、質疑をいたします。

1つは、予定金額と入札率、これを示していただきたいと思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） まず、予定価格でございますが、9,698万4,000円です。落札率が97.66%でございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 非常に入札率が高いということについては、町としてはどんなふうな考えを持っているかという点と、あわせて、金額を見てもこのような高い落札率の上、入札した参加業者の金額が極めて差がないということで、入札の意味がないというような状況にも見えております。

この辺については、町としてはどんなふうな考えか伺います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいま大森議員のご意見でございますが、落札率が高どまりではないか、このようなお話でございます。これにつきましては、現在の建築価格の高騰、これによりまして仕方ない、こういう部分もございまして、落札率の低い、少しでも安く建築をしていただきたい、あるいは改修をしていただきたい、こういう気持ちは私ども十分に持っておりますので、これから私ども、さらに入札の方法、あるいは積算の方法等の研さんを重ねまして、少しでも安くできる、このような努力をしてまいりたいと思いますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（大金市美君） 大森議員、よろしいですか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） こういうふうな工事内容について、事細かくはわかりません。ですから、その積算をどういうふうにしたのかというのわかりませんが、しかし、内容は外壁の改修、屋上の防水改修、ケーブルテレビの共同受信設備改修というようなことで、8,700万からの金額がかかるのかなという大きな疑問も持つわけであります。

落札は97.66と、こういう高い予定金額に対しての入札率ということを見ますと、非常に

私は疑問を持つ次第であります。町長の表明のとおり、入札の方法、あるいは積算の方法をやはり工夫する必要があるというふうに、私は思います。

この点では、落札しちゃっていますから、今後この工事内容を町担当課としては、厳正に見ていく必要があるんだろうというふうに思います。

最後にその辺をお聞きして、終わります。

○議長（大金市美君） 建設課長。

○建設課長（秋元彦丈君） 工事の監理といたしましては、私のほうは工事監理業務委託を発注しまして、設計、構造担当及び町の担当で工事を現場監督したいと思っております。

以上でございます。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

益子明美さん。

○8番（益子明美君） 一般競争入札ですよ。それにしても落札率が高いというのは大森議員がおっしゃっているとおりだと思います。この参加資格業者は何社ぐらいあったのか、まず1点お伺いいたします。

それと、落札率が97.66%ですので、近年における一般競争入札の平均の落札率は何のぐらいであるのかお伺いいたします。

それと、工事内容についてですが、屋上防水改修ということで今回はなされるわけですが、平成22年に町所有となる前に屋上防水改修は多分してあるはずなんですよね。また、これが震災による影響のものなのか、それとも定期的に屋上防水に関してはやらなくてはいけないものなのか、多額な金額を要する大規模改修ですから、しっかりと防水改修をしていただくためにも、どういったふうになっているのかお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 答弁、総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 私のほうからまず入札の参加業者数ということで、参考資料にありますとおり7社の参加がございましたが、一応基準としましては、県内のAランクの建築事業者という形で入札の公募をかけてございます。申しわけありませんが、県内Aランクの業者数につきましては手元に資料がありませんので、ご了承いただきたいと思います。

それから、近年の落札率でございますが、先ほど大森議員さんの答弁の中で町長が申し上げましたとおり、どうしても諸物価高騰等の影響もありまして高どまりの状況になってきております。ちょっと平均落札率は出しておりませんが、通常ですと、例えば95%ぐらいでいくものについても若干高目が出てきているというのが傾向かと思っております。

以上です。

○議長（大金市美君） 建設課長。

○建設課長（秋元彦丈君） 屋上防水に関してのご質問にお答えします。

現況はアスファルト防水工事という工法でやっております、現場をいろいろ確認した結果、悪いところが出てきたということで、今回はアスファルト防水工法ではなくて、塩化ビニールシート防水工法というものが、若干安くていいものがありますので、その工法で施工したいと考えております。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

○8番（益子明美君） 落札率の件は平均を出していないということなんであれですけども、諸物価高騰ということで理由はわかるんですけども、一般競争入札なので、なるべくこの落札率を下げる意味で一般競争入札を導入しているわけですから、その辺を適正な競争関係にできるような配慮をしっかりといただきたいと思います。

それで、その屋上防水改修に関しましては、前回やった工法よりもより長もちして安くできる工法を考えていただいているということで、よろしいのかなと思いますが、1点、この改修方式でやった場合、どのぐらいもつのか、1点だけお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 建設課長。

○建設課長（秋元彦丈君） 防水工事に関しましては、いろんな工法がありまして耐用年数はございます。私のほうの防水工事の工法で選んだ結果、メーカーで言いますと約13年前後ぐらいの耐用年数がございます。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 1点、この工事の設計業者は、どちらが請け負ったのかという1点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 建設課長。

○建設課長（秋元彦丈君） この建築設計をなされたのは那須塩原市のイケダ設計事務所が落札、受注しております。

以上でございます。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大安市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大安市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号 サンコーポラス馬頭大規模改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大安市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大安市美君） 日程第13、発委第1号 那珂川町議会会議規則等の一部改正についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、石田彬良君。

〔議会運営委員長 石田彬良君登壇〕

○議会運営委員長（石田彬良君） ただいま提案になりました発委第1号 那珂川町議会会議規則等の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

全国町村議会議長会より標準町村議会会議規則及び標準町村議会傍聴規則において、それぞれ1項目の改正が本年5月に決定されたことに伴い、当町議会の関係規則の一部を改正するものであります。

会議規則については、第2条に規定しております議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、子育て環境の整備促進のため議員職であっても可能とするよう、本人が出産する場合の欠席の届け出について、新たに規定するものであります。

傍聴規定については、第7条に規定しております議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、社会情勢などを勘案し、足の不自由な方が補装具として必要とする「つ

え」を削除するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 那珂川町議会会議規則等の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第14、発委第2号 議員の派遣についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、石田彬良君。

〔議会運営委員長 石田彬良君登壇〕

○議会運営委員長（石田彬良君） ただいま提案になりました発委第2号 議員の派遣について、提案の趣旨説明を申し上げます。

毎年、栃木県町村議会議長会主催により開催されております町村議会議員研修会に、本年度においても全議員が出席するため、議員の派遣について提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださいますようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第2号 議員の派遣については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第15、請願第1号 那珂川町コミュニティバスの路線延伸および停留所新設に関する請願を議題といたします。

この件に関しては、前期定例会において総務企画常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、総務企画常任委員長より審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長、益子輝夫君。

〔総務企画常任委員長 益子輝夫君登壇〕

○総務企画常任委員長（益子輝夫君） 請願第1号 那珂川町コミュニティバスの路線延伸および停留所新設に関する請願について、総務企画常任委員会の審査結果について報告いたします。

当請願についての採択については、6月3日及び7月3日に委員会を開催し、慎重に審査

いたしました。

この請願は、5月1日に栃木県立馬頭高等学校PTA会長小口渉氏ほか2名から提出されたもので、紹介議員は阿久津武之議員、佐藤信親議員及び益子明美議員であります。

請願の内容は、コミュニティバスを利用する生徒の通学の安全のため、現在山村開発センターにある停留所について、馬頭高校直近の交差点付近までバス路線を延伸し、停留所を新設していただきたいというものであります。通学の安全確保や、通学にコミュニティバスを利用する高校生の利便性向上のため、また、馬頭高校存続の意味からも本請願の趣旨は賛同できるものであり、その必要性を認め、採択すべきものと決定しました。

以上、総務企画常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（大金市美君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号 那珂川町コミュニティバスの路線延伸および停留所新設に関する請願に対する委員長報告は採択であります。この請願は、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第16、陳情第1号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求め

る陳情を議題といたします。

この件に関しては、前期定例会において教育民生常任委員会に審査を付託いたしました。委員会で審査が終了しましたので、教育民生常任委員長より審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長、益子明美さん。

〔教育民生常任委員長 益子明美君登壇〕

○教育民生常任委員長（益子明美君） 陳情第1号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情について、教育民生常任委員会の審査結果について報告いたします。

当陳情についての採択については、6月3日及び12日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

この陳情は5月20日に、全栃木教職員組合執行委員長から提出されたものであります。

陳情の内容は、全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が進んでいるにもかかわらず、学校建設はほとんど進まず、子供たちの学ぶ権利を保障できないばかりか、さまざまな障害を持つ児童・生徒の命と健康をも脅かしかねない状況にもなっている。

また、幼稚園から大学まで全てにある「設置基準」が特別支援学校にだけでなく、子供と教職員に負担を強いるものであり、特別支援学校の「設置基準」を早急に策定することを求めることについて、採択の上、所管大臣である文部科学大臣に対して意見書を提出してほしいというものであります。

陳情者から陳情内容の説明をいただいた上で審査した結果、当町から通学する児童・生徒の教育支援のためにも、本陳情の趣旨は賛同でき得るものであり、その必要性も認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（大金市美君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第1号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情に対する委員長の報告は採択であります。この陳情は、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（大金市美君） ただいま教育民生常任委員長から発委第3号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りいたします。

発委第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議案を配付いたします。

〔議案配付〕

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 追加日程第1、発委第3号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案は、この際、議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めることといたします。

提案の趣旨説明を求めます。

教育民生常任委員長、益子明美さん。

〔教育民生常任委員長 益子明美君登壇〕

○教育民生常任委員長（益子明美君） ただいま提案になりました追加日程第1、発委第3号特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書の提出について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、先ほど採択されました特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情に基づき、その趣旨を受けて意見書を提出いたしたく、提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第3号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める意見書の提出については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第17、陳情第2号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情を議題といたします。

この件に関しては、前期定例会において教育民生常任委員会に審査を付託いたしましたが、

委員会での審査が終了しましたので、教育民生常任委員長より審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長、益子明美さん。

〔教育民生常任委員長 益子明美君登壇〕

○教育民生常任委員長（益子明美君） 陳情第2号 「大学生への給付制奨学金創設」を求め
る陳情について、教育民生常任委員会の審査結果について報告いたします。

当陳情についての採択については、6月3日及び12日に委員会を開催し、慎重に審査いた
しました。

この陳情は5月20日に全栃木教職員組合執行委員長から提出されたものであります。

陳情の内容は、日本政府は国際人権規約13条2項の一つである「適当な奨学金制度を設立
し及び教育職員の物質的条件の不断に改善」つまり「適当な奨学金」については批准済みに
もかかわらず、35年を経過してもいまだに実現されていない。

OECD加盟34カ国中、大学の授業料が有償で給付制奨学金がないのは日本だけという恥
ずべき状態となっているなどのことから、教育予算をふやして大学生に対する「給付制奨学
金」制度をつくることを強く求めるとの点について、採択の上、政府機関に対して意見書を
提出してほしいというものであります。

陳情者から陳情内容の説明をいただいた上で審査した結果、学業へ専念し、不安定な雇用
での奨学金返済の不安解消のためにも、有効な方策の一つとして検討すべき課題でもあると
考えることから、本陳情の趣旨は賛同でき得るものであり、その必要性を認め、採択すべき
ものと決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（大金市美君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第2号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情に対する委員長の報告は採択であります。この陳情は、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（大田市美君） ただいま教育民生常任委員長から発委第4号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りいたします。

発委第4号を日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第4号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

議案を配付いたします。

〔議案配付〕

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大田市美君） 追加日程第2、発委第4号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案は、この際、議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めることといたします。

提案の趣旨説明を求めます。

教育民生常任委員長、益子明美さん。

〔教育民生常任委員長 益子明美君登壇〕

○教育民生常任委員長（益子明美君） ただいま提案になりました追加日程第2、発委第4号「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の提出について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、先ほど採択されました「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情に基づき、その趣旨を受けて意見書を提出いたしたく、提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第4号「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第18、陳情第3号 安全保障法制法案に関する意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

この件に関しては、今期定例会において総務企画常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、総務企画常任委員長より審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長、益子輝夫君。

〔総務企画常任委員長 益子輝夫君登壇〕

○総務企画常任委員長（益子輝夫君） 陳情第3号 安全保障法制法案に関する意見書採択を求める陳情書について、総務企画常任委員会の審査結果について報告いたします。

当陳情についての採択については、9月4日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

この陳情は、6月4日に、日本自治体労働組合総連合栃木公務公共一般労働組合執行委員長、大島政雄氏から提出されたものであります。

陳情の内容は、安全保障法制法案は憲法の解釈を法律で変更するなど、我が国のあり方を大きく変えるものであるもので、本案の撤回、廃案、少なくとも今国会での採択をしないこと、その上で広く国民的議論を尽くすことについて、国に対して意見書を提出してほしいというものであります。

この陳情事案は、憲法学者を初め各界学者を含め、若者も反対行動を示すほど国民的世論が極めて高まっているものであり、今後の日本のあり方が大きく問われている問題であることは、十分認識しております。世論を鑑みても、陳情人の主張は理解し得る点もありますので、平和維持や外交面を含めて、国会での十分な審議を望むものであります。

しかしながら、町及び議会の権限、帰属性を踏まえれば、安全保障、外交など複雑に絡む国政に関する問題であり、また法制問題から違憲、合憲の議論にもなりかねず、地方議会で取り扱う内容ではないと考えるものであることから、不採択とすべきと決定しました。

以上、総務企画常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（大金市美君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 委員長の報告に対しまして質疑をいたします。

私はこの陳情は採択すべきものと思っております。世論の多くは、今この法制に対しましては、委員長報告のとおり非常に国会で論議になっておりまして、世論はこういう法律は通すべきではないと、国会でも大もめしているわけでありまして、そういう中での地方議会としての意思を示すということは、私は非常に大事なことだというふうに思っています。

本議会におきまして不採択ということは、私はこの議会の権威にもかかわるものであり、その常任委員会での審議内容をもう少し知りたいなというふうに思います。慎重に審査した

との報告はありましたけれども、自治労連から出されましたこの内容をしっかりと受けとめるということでは、これらの内容を確認するという点でも、執行委員長の大島さんと呼んで話を聞くとか、あるいは各常任委員会の意見等、どういうものであったかということも、私は聞きたいなというふうに思いますので、そのことをまず伺いたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 総務企画常任委員長、益子輝夫君。

○総務企画常任委員長（益子輝夫君） それでは、総務常任委員会の内容について報告したいと思います。

5人で構成しているわけですが、委員長はそれに対する意見を述べての採決権はありませんので、そういうあれで聞いていただきたいというふうに思います。

4人全員がこのあれには不採択ということで一致しての考え方です。

戦争は反対だけれども、やっぱり抑止力を強めるのは当然だということが大方の意見でした。それと同時に、それに対する反対の意見もありました。やっぱり今、大森議員が言われたように、国際情勢、国内の情勢から見てもそういう方向であることの見解も出ましたし、戦争を今すぐ起きないとかそういうことじゃなくて、国会の審議の中で自衛隊が海外へ出て行って戦争をしないということではなくて、戦闘地域まで踏み込むという状況が国会の審議でも明らかになったわけですね。そういう点でも、非常に人間が人間を殺す状況になる、70年間人を殺さないで、殺されることも殺さなくてもということもあつたし、そういうことが守られてきたんだけれども、そういうことがなし崩しになるということは、それは危惧は持っていますけれども、防衛上、または日本の抑止力を強めていかないと、中国、朝鮮の問題を考えるとそういう抑止力が必要だということでの意見が多数を占めて、結果的にそういうことになりました。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 報告の中では、地方議会で取り組むような問題ではないというようなことでもありますけれども、全国からの地方議会では、国会に対しましてこういった陳情、意見書、陳情を採択して意見書を出しているという、そういう議会が多く出ているというふうに思うんですね。

この点では、どういうふうなことで論議がなされた上で、こういう報告になったのでしょうか、伺います。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○総務企画常任委員長（益子輝夫君） そういう点でも論議は出されました。

全国的な傾向として、350を超える自治体を初め、意見書なり、あるいは今国会では成立させないよという話も出ましたし、そういう報告をされた上での結論であります。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 5人構成の常任委員会の論議では、こういう不採択というように多数の者の声で委員長報告になるという結果でありますけれども、非常に残念であります。

議会としては、こういった時期だからこそ、こういう議会としての意思をきちんと国会に届けることが必要だというふうに思います。そういうことを申し添えて私の質疑は終わります。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

討論があるときには、先に本案に関する賛成討論を許します。

ございませんか。

益子明美さん。

○8番（益子明美君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

この安全保障法制関連法案ですが、この法案は与党において今週中にも参院本会議で成立を目指しているものでありますが、広く国民的議論が尽くされておりません。今も多くの国民が反対の声を上げ、国会を取り巻いております。

7月16日に衆議院で強行採決されて以来、審議が進むほどに国民の懸念と反対の声が大きく広がっています。共同通信の世論調査によりますと、同法案の「今国会成立に反対」は62.4%、「賛成」は29.2%、「安倍政権が十分に説明しているとは思わない」の答えは81.1%に上り、「十分に説明していると思う」の15.8%を大きく上回りました。

また、地方議会においても8月10日までに反対または慎重審議を求める意見書が39都道府県、302議会で採択されています。

この法案は、これまで憲法9条のもとでは認められないとされてきた集団的自衛権の行使を可能とし、日本が直接攻撃されていないにもかかわらず、自衛隊が海外において他国の軍隊と一緒に武力を行使することを認めるものであります。これは憲法改正の手続をとらずに、一時の政府の憲法解釈だけで憲法を変えてしまうもので、圧倒的多数の憲法学者が違憲と断

じています。

栃木県内には2つの自衛隊の基地もあり、自衛隊がこれまでに行なってはならないとされてきた戦闘行為を行うリスクが高まることを見逃すことはできません。

さきの太平洋戦争においてとうとい人命が失われ、悲惨な戦争の反省と教訓から平和憲法と9条は生まれました。戦後70年、1人の戦死者も出さずに来たことは私たち国民の誇りです。とりわけ私たち女性は、戦争で再び愛する子供や家族を失うような日本にはしてはならないと強く願っています。憲法を壊し、平和を脅かす安全保障関連法案を、国民の多数の反対を押し切り今国会で成立させてはなりません。

先ほど申し上げましたとおり国政問題といえども、全国302議会で採択されています。当然、町でも採択されるべきと主張して、この陳情の趣旨に賛成する討論といたします。

○議長（大金市美君） 続いて、本陳情に対する反対討論を許します。

ございませんか。

石川和美君。

○3番（石川和美君） 私は、採択に反対の立場で討論させていただきます。

ちなみに私は、戦争はもちろん徴兵制にも反対であります。

いわゆる冷戦と言われる時代が終わりまして、特にこの20年間で国際情勢は激変していると思います。皆さんご存じのように、近隣国の核開発、日本の領海に無断で立ち入り資源を持ち去る行為、また、海外で起きている紛争並びに国際テロなどを考えますと、我が国1国だけで守るということは不可能な時代でありまして、また、外交努力だけでは安全に対する裏づけが薄れてきたという現実があります。

そのような中で、国民の生命と安全を守るための法整備はとても重要な課題と考えますので、今回の案件の採択には賛成できません。

以上です。

○議長（大金市美君） 続いて、賛成討論を許します。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 私は、陳情のこの趣旨に賛成する立場で討論いたします。

私は常々、一内閣が憲法解釈でもってこのような専守防衛から集団的自衛権を認めるような、180度違うようなものへ転換するというようなことは、絶対憲法違反だということを思っておりまして、このような暴挙を絶対許せないということを思っております。

ですから、そういうことがまず第一にありまして、陳情者の日本が武力行使する機会がふ

える、あるいは憲法改正に匹敵する改変をこのような法律制度改正ということでもってやってよいのかと、大きな疑問と、そして何よりも、国民の多くがこの法律制定に大反対をしていると。12万人もの集会も開かれているような、そういう大規模な抗議行動、こういうこともとられているようなほど、国民の反対意見が多いわけです。国会は、こういうことを絶対に無視してはならないというふうに私は思います。

陳情者のこの切実な、労働組合でありますけれども、労働者のそういう意見というものを幅広く取り上げて、ぜひともこの議会で国会にそういった意見を届けてほしいと、そういうものをこの議会はしっかりと受け止めるべきだというふうに思います。

そういう意味で私は、この陳情書を取り上げて意見書を送付するべきだということを主張いたしまして、原案に賛成する立場で討論といたします。

○議長（大金市美君） 続いて、本陳情に対する反対討論を許します。

石田彬良君。

○13番（石田彬良君） 安全保障法案に関する意見書を求める陳情書でございます。

この件は、ただいま総務企画常任委員長から審査の結果、不採択の報告がありました。私は、陳情に反対の立場から反対の討論を行いたいと思います。

我が国は、戦後70年がたちました。あの敗戦から国民の並々ならぬ努力によって、今や世界の超大国と肩を並べる国家にまで成長いたしました。敗戦国で資源の乏しいこの国がこれまでにあったのは、国民の国を思う愛国心と家族を思い真剣に生き抜いてきたのが、今の日本の姿ではないかと思えます。

しかし、敗戦国がどこの国からも侵略や攻撃を受けなかったというのは、日米安全保障条約、これがあり、日本は超大国アメリカの傘の下にあったからであります。

しかし近年、我が国を取り巻く状況は、ご存じのとおり東シナ海の島をめぐる領土問題や、北のほうからミサイル攻撃の脅威など、予断を許さない事態が起り得るかもしれません。

世界には200の国がありますが、軍隊を持っていない国は26カ国と言われております。はっきり言って、軍隊を持っていないのはほとんどが後進国でありまして、日本のような国内総生産が世界の上位に位置する国では日本だけあります。ヨーロッパの中でも独自に平和中立を宣言しているスイスでさえも、NATOには加盟していませんが、軍隊は持っています。もちろん、19歳から3年の徴兵制度があると聞きます。

また、1991年の湾岸戦争で、日本はアメリカなどに約130億ドルの財政支援をしながらも、

自衛隊を派遣しなかったということが評価されず、金さえ出せば世界は平和になるのかと、悪口を言われたと聞きます。

今、日本人は平和ぼけしていると言われていています。あらゆる面で世界をリードしている我が国がこのような状態では、世界各国から相手にされなくなります。もちろん、アメリカとともに肩を並べて、集団的自衛権を行使して世界の平和のため、日本を守るため進めていきたいと思っております。

昨年、北朝鮮から我が国に向けてミサイルが発射されるかもしれないという報道で、政府は危機感を持って迎撃ミサイルを国内数カ所に配備いたしました。日本国内には到達しなかった事件がありました。このようなことからしても、今の日本は攻撃されるばかりで、何もできないのが現実であります。

また、最近になって中国は南沙諸島の小島を埋め立て、飛行場をつくっているというニュースを聞いて、日本の国民は何も思わないのでしょうか。日本海の日本の領海に入り、中国漁船が体当たり、当たり前のように密漁して、海上保安庁の巡視船が停船命令を出しても従わず、漁船を体当たりさせてくるニュースを見ても、また、小笠原諸島近海の日本の領海でも、中国漁船によるサンゴの密漁事件など、我が国は何をされても手も足も出せないという、甘く見られているというのは、そのように考えるのは私だけでしょうか。

中国、南北朝鮮以外の国々は、日本の集団的自衛権の行使に賛成しています。日本だけが参加しない国際貢献などはありません。

以上、述べましたが、私は今回の安全保障法制に関する意見書の提出には、反対をいたしたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（大金市美君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択ですので、原案について採決を行います。

陳情第3号 安全保障法制法案に関する意見書採択を求める陳情書を採択することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（大金市美君） 起立少数であります。

よって、陳情第3号 安全保障法制法案に関する意見書採択を求める陳情書は不採択とすることに決定いたしました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時35分といたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時35分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

まず、局長より資料の説明を行います。

局長。

○事務局長（板橋了寿君） 1つ訂正をお願いしたいと思います。

既に議決をいただいておりますが、発委第1号 那珂川町議会会議規則等の一部改正についての附則の部分、裏面になります。今配付してあります裏面になりますが、「この条例は公布の日から施行する」となっていたものですが、「規則」の誤りなので、議案の差しかえをお願いしたいと思います。「条例」から「規則」になりますので、よろしくをお願いします。

◎陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） それでは、進めてまいります。

日程第19、陳情第4号 安全保障法制法案に関する意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

この件に関しては、今期定例会において総務企画常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、総務企画常任委員長より審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長、益子輝夫君。

〔総務企画常任委員長 益子輝夫君登壇〕

○総務企画常任委員長（益子輝夫君） 陳情第4号 安全保障法制法案に関する意見書採択を求める陳情書について、総務企画常任委員会の審査結果について報告いたします。

当陳情についての採択については、9月4日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

この陳情は、さきの陳情第3号と件名は全く同じであります。8月25日に那須南九条の会代表、高野允義氏から提出されたものであります。

陳情の内容は、安全保障法制法案は、憲法9条と専守防衛政策のもと、戦後70年にわたって堅持されてきた我が国のあり方を根本的に変えるものであり、法案の撤回、廃案、少なくとも今国会での採択をしないこと、広く国民的議論を尽くすことについて、国に対して意見書を提出してほしいというものであります。

この陳情は、陳情第3号と同様に、町及び議会の権限、帰属性を踏まえれば、安全保障、外交などに複雑に絡む国政に関する問題であり、また法制問題から違憲、合憲の議論にもなりかねず、地方議会で取り扱う内容ではないと考えるものであることから、不採択とすべきものと決定しました。

以上、総務企画常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（大金市美君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、原案について採決を行います。

陳情第4号 安全保障法制法案に関する意見書採択を求める陳情書を採択することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（大金市美君） 起立少数であります。

よって、陳情第4号 安全保障法制法案に関する意見書採択を求める陳情書は不採択とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大田市美君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。
会議を閉じます。

これにて平成27年第4回那珂川町議会定例会を閉会といたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時39分